

オーストラリアとの経済連携協定「EPA」(日本)

1. 「EPA」とは？

「EPA」は、Economic Partnership Agreement の略です。複数の国や地域の間で、貿易や投資の自由化、人的交流の拡大など経済関係の強化を目的とする協定です。

鉱工業品・農産物などの関税撤廃や引き下げ、サービス貿易の障壁解消を柱とする「FTA」(自由貿易協定)をさらに拡大する協定です。看護師などの人材移動から、投資ルール、環境保護や貧困撲滅、テロ防止まで幅広い項目を盛り込んだ包括的なものです。

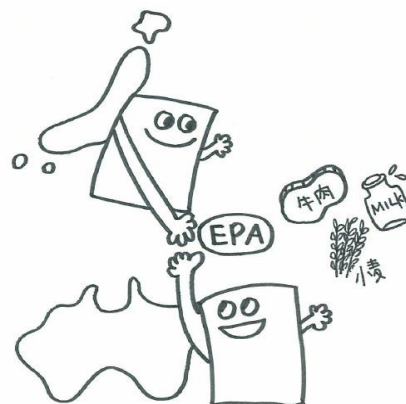
2. 最近の動向

日本とオーストラリア両政府は、昨日7日から4日間の日程で、経済連携協定「EPA」締結に向けた事務レベル会合を都内で始めました。

2007年4月にスタートした、日本とオーストラリアの「EPA」交渉は、オーストラリアが求めてきた農産物などの関税引き下げに日本が難色を示し続けてきたことで、異例の「ロングラン交渉」となっています。

今回の交渉の再開は昨年4月以来、約10カ月ぶりのことです。

今回が12回目で、日本から外務、経済産業、農林水産など各省担当者が出席し、「物品やサービス貿易、投資、エネルギー・鉱物資源、食料供給」などの分野で協議が行われる予定です。



3. 今後の展開

世界的に資源の獲得競争が激しくなるなか、オーストラリアが石炭や鉄鉱石など天然資源の重要な安定供給国であることは、間違いありません。

ただし、今回の「EPA」交渉の最大のテーマは、「牛肉・乳製品・小麦・砂糖」などの取り扱いです。これらの項目の関税撤廃を求めるオーストラリアに対して、日本は国内の生産者や地域経済への影響に配慮して例外的な扱いを求めています。そのため、両国の主張には大きな隔りがあります。

日本政府は、今年の6月をめどに、米国やオーストラリアなど9カ国が交渉中の環太平洋経済連携協定「TPP」への参加の是非を判断する方針です。10日からオーストラリアを訪問予定の海江田・経済産業大臣も、「今回のEPAが解決できないとTPPはもっと難しい話になる」と述べています。今回の「EPA」の行方は、「TPP」参加を占う意味でも、重要な交渉になりそうです。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年02月04日【デイリー No.816】最近の指標から見る豪州経済(2010年12月・2011年1月)

2011年01月20日【キーワード No.494】世界的な「食料価格」の上昇(グローバル)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社